

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年10月23日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第108号

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則

杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「保健所の課」の次に「、児童相談所の課」を加える。

別表中

子ども家庭部児童相談所設置準備課管理係長	子ども家庭部児童相談所設置準備課
----------------------	------------------

を

子ども家庭部児童相談運営課管理係長	子ども家庭部児童相談運営課及び児童相談所
-------------------	----------------------

に改める。

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。